

令和8年度（令和7年分）町民税・県民税申告の手引き

(兼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料申告書)

令和8年1月1日現在で邑南町内に住所を有する人は、住民税の申告が必要です。

所得がない場合でも所得証明書、課税

- 町民税・県民税の申告が必要ない方

 - ・税務署に確定申告書を提出した人
 - ・令和7年中の所得が給与所得だけで年末調整が済んでいる人
 - ・令和7年中の収入が公的年金だけで源泉徴収票に記載のある各種控除の内容に変更がない人

※次の場合も住民税の申告が必要です。（税務署に確定申告書を提出した場合を除く）

- ・給与所得者で給与以外の所得がある場合
 - ・公的年金受給者で公的年金以外の所得がある場合や生命保険料控除など「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない各種控除を受ける場合

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

- 所得から差し引かれる金額
- 所得から差し引かれる金額

項目		内容					
⑯	社会保険料控除	各種健康保険料・国保料、国民年金・基金、介護保険料、農業者年金保険料、厚生年金保険料など (国民年金は控除証明書が必要)					
⑰	小規模企業共済等 掛金控除	掛金の金額が控除額					
⑯	生命保険料控除	本人又は配偶者その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合に控除されます。					
		支払保険料（新制度）	控除額（新制度）	支払保険料（旧制度）	控除額（旧制度）		
		平成24年1月1日以降に加入		平成23年12月31日までに加入			
		~12,000円	全額	~15,000円	全額		
		12,001円~32,000円	支払保険料×1／2+6,000円	15,001円~40,000円	支払保険料×1／2+7,500円		
		32,001円~56,000円	支払保険料×1／4+14,000円	40,001円~70,000円	支払保険料×1／4+17,500円		
⑰	地震保険料控除	56,001円~	28,000円（適用限度額）	70,001円~	35,000円（適用限度額）		
		本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族のための旧長期損害保険契約等の保険料（保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金があり、平成18年末までに契約を締結したもの）や、地震保険料を支払った場合に控除されます。					
		支払保険料	控除額	合計の控除限度額			
		地震	~50,000円	支払保険料×1／2			
			50,001円~	25,000円			
		旧長期	~5,000円	全額			
			5,001円~15,000円	支払保険料×1／2+2,500円			
			15,001円~	10,000円			
⑯	寡婦控除・ ひとり親控除	ひとり親					
		現に婚姻していない方又は配偶者の生死不明などの方で次の①~③のいずれにも当てはまる方					
		区分	①合計所得金額が500万円以下	左記「ひとり親」に当たらない方で、次の①~③のいずれにも当てはまる方			
			②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる	①合計所得金額が500万円以下			
			③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない	②以下のいずれかに該当する ○夫と死別した後婚姻していない方又は夫が生死不明などの方 ○夫と離別した後婚姻していない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない			
		控除額	30万円	26万円			
⑯	勤労学生控除	勤労学生であり、合計所得金額が85万円以下で、かつ、そのうち勤労によらない所得が10万円以下の入					
		控除額26万円					
		本人が障がい者の場合、又は同一生計配偶者や扶養親族が障がい者である場合					
⑰	障害者控除	区分					
		①普通障害者	②に該当しない等級の場合	控除額			
		②特別障害者	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、又は同等の認定	26万円			
⑱		③同居特別障害者	上記②の特別障害者の方で同居の場合	30万円			
				53万円			

1. 収入金額等

項目	内容			添付書類
ア 事業	営業等	収支内訳書（一般用）の収入金額計を記入します。内訳は申告書裏面の「7」へ記入。		収支内訳書 (一般用)
	農業	収支内訳書（農業所得用）の収入金額計を記入します。内訳は申告書裏面の「7」へ記入。		収支内訳書 (農業所得用)
ウ	不動産	収支内訳書（不動産所得用）の収入金額計を記入します。内訳は申告書裏面の「7」へ記入。		収支内訳書 (不動産所得用)
エ	利子	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託等の収益の分配に係る収入金額を記入します。		支払証明書等
オ	配当	収入金額を記入します。内訳は申告書裏面の「8」へ記入。		支払証明書等
カ	給与	事業所から源泉徴収票の送付があったもの（給料、賃金、賞与、アルバイト代）のほか、個人の役務の対価としての報酬、日当等の支払いを受けた金額を記入します。		源泉徴収票等
キ	公的年金等	公的年金等の源泉徴収票に記載された「支払金額」を記入します。公的年金が複数ある人は「支払金額」の合計金額を記入します。		源泉徴収票等
ク	業務	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入金額を記入します。		支払証明書等
ケ	その他	生命保険の年金（個人年金）、互助会年金などの収入金額を記入します。内訳を申告書裏面「9」へ記入。		支払証明書等
コ	総合譲渡 短期	収入金額を記入します。土地建物及び株式以外の譲渡益。所有期間が5年以下の資産を令和7年中に売った場合が短期、所有期間が5年を超える資産を令和7年中に売った場合が長期になります。内訳を申告書裏面の「10」へ記入。		支払証明書等
サ				支払証明書等
シ	一時	生命保険・損害保険契約等の満期返戻金、一時的な受け取りのあった懸賞の賞品や競馬や競輪の払戻金などの収入を記入します。内訳を申告書裏面の「10」へ記入。		支払証明書等

2. 所得金額

項目		内容		
① 事業	営業等	「ア」の収入金額から、事業の経費を引いた額を記入します。		
② 農業	農業	「イ」の収入金額から、事業の経費を引いた額を記入します。		
③ 不動産	不動産	「ウ」の収入金額から、事業の経費を引いた額を記入します。		
④ 利子	利子	「エ」の収入金額 = 所得金額		
⑤ 配当	配当	「オ」の収入金額 = 一元本を取得するために要した負債の利子		
⑥	給与	「カ」の給与収入額を次の表に当てはめて算出します。		
		給与等の収入合計金額	給与所得金額計算表	
		~650,999円	0円	
		651,000円~1,899,999円まで	収入金額 - 650,000円	
		1,900,000円~3,599,999円まで	収入金額 ÷ 4 (1,000円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円	
		3,600,000円~6,599,999円まで	収入金額 ÷ 4 (1,000円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円	
		6,600,000円~8,499,999円まで	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
		8,500,000円以上	A-1,950,000円 (上限)	
所得金額調整控除額 申告書裏面「15」				
前年の給与等の収入金額が850万円を超える場合で以下のイ~ハに該当する場合、下記の計算により求めた金額を所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引きます。				
イ. 特別障害者				
ロ. 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの				
ハ. 特別障害者である同一生年配偶者もしくは扶養親族を有するもの				
計算式… (給与等の収入額 - 850万円) × 10%				
※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円として計算します。				
⑩	⑧公的年金等	「キ」の公的年金等の収入金額を次の表に当てはめて算出します。		
		(※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合)		
		昭和36年1月2日以後に生まれた方 (65歳未満の方)	昭和36年1月1日以前に生まれた方 (65歳以上の方)	
		公的年金等の収入合計金額	雑所得金額計算表	公的年金等の収入合計金額
		0円~1,299,999円	収入金額 - 600,000円	0円~3,299,999円
		1,300,000円~4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 - 1,100,000円
		4,100,000円~7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	4,100,000円~7,699,999円
		7,700,000円~9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	7,700,000円~9,999,999円
		10,000,000円~	収入金額 - 1,955,000円	10,000,000円~
				収入金額 - 1,950,000円
	⑨業務	「ク」の金額 - 必要経費		
	⑩その他	「ケ」の金額 - 必要経費	※公的年金等、業務、その他の所得金額の合計が「雑所得」となります。	
	(注意) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有する方の調整控除			
	給与所得と公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除とし給与所得の金額から差し引きます。			
	所得金額調整控除額 = (給与所得 (上限10万円)) + 公的年金等に係る雑所得 (上限10万円) - 10万円)			
⑪	総合譲渡、一時			申告書裏面の「10」の「差引金額」(収入-経費)から「特別控除」を差し引いた額の1/2
		特別控除額	総合譲渡	譲渡益が50万円まで…特別控除はその譲渡益
			(短期・長期)	譲渡益が50万円以上…特別控除50万円 (短期優先)
		一時所得		50万円まで

<p>② ②</p> <p>配偶者控除・ 配偶者特別控除</p>	<p>生計を一にする配偶者がいる場合に、本人と配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除</p>	<p>納稅義務者の合計所得金額</p>		<p>※合計所得金額とは、総所得金額（繰越控除前）、退職所得金額、山林所得金額、分離譲渡所得金額（特別控除前）の合計額をいいます。</p>			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下			
		配偶者の合計所得金額 ～58万円	33万円	22万円	11万円	<p>※老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、前年12月31日現在の年齢が70歳以上の人をいいます。</p>	
		老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円		
		配偶者の合計所得金額 58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円		
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円		
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円		
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円		
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円		
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円		
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円		
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円		
		133万円超	0円（適用なし）	0円（適用なし）	0円（適用なし）		
<p>③</p> <p>扶養控除</p>	<p>生計を一にする合計所得金額が58万円以下の親族を有する場合（ただし、16歳未満の場合は扶養控除はありませんが、町民税、県民税の非課税基準額の算定に影響します。）事業専従者に該当する者は控除対象者にはなりません。</p>	区分	<p>控除額</p>			<p>※老人扶養のうち自己、または配偶者の直系尊属で同居しているとき</p>	
		一般扶養（下記いずれにも該当しない）	<p>33万円</p>				
		特定扶養（H15.1.2～H19.1.1）	<p>45万円</p>				
		老人扶養（S31.1.1以前生まれ）	<p>38万円</p>				
		同居老親等扶養	<p>45万円</p>				
<p>④</p> <p>特定親族 特別控除</p>	<p>生計を一にする特定親族を有する場合。特定親族とは、年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色・白色事業専従者を除く）で、その親族の合計所得金額が58万円超123万円以下の方をいいます。</p>	特定親族の合計所得金額	<p>控除額</p>			<p>※老人扶養のうち自己、または配偶者の直系尊属で同居しているとき</p>	
		58万円超95万円以下	<p>45万円</p>				
		95万円超100万円以下	<p>41万円</p>				
		100万円超105万円以下	<p>31万円</p>				
		105万円超110万円以下	<p>21万円</p>				
		110万円超115万円以下	<p>11万円</p>				
		115万円超120万円以下	<p>6万円</p>				
		120万円超123万円以下	<p>3万円</p>				
		123万円超	<p>0円（適用なし）</p>				
		<p>合計所得金額が2,500万円以下の全ての方に適用される控除</p>					
<p>⑤</p> <p>基礎控除</p>	<p>合計所得金額 控除額</p>	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超	<p>※A「損害金額－保険金などで補填される金額」</p>	
		43万円	29万円	15万円	0円（適用なし）		
⑥	雑損控除	<p>①と②いずれか多い金額 ①A－（総所得金額等の10%） ②Aのうち災害関連支出－5万円</p>			<p>※A「損害金額－保険金などで補填される金額」</p>		
⑦	医療費控除	<p>①前年中支払医療費－総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない金額</p>			<p>=最高200万円</p>		